

別表 1

■ 病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として 10 日以上継続入院したときに、次の病気入院見舞金を支払います。

但し、1 年間（10 月 1 日～9 月 30 日）に 1 回の支払いを限度とします。

なお、加入口数の変更があった場合は、継続入院 10 日目が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

	1 口	2 口	3 口	4 口	5 口
10 日以上継続入院	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円	25,000 円

《病気入院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは病気入院見舞金を支払いません。

- （1）詐欺行為による加入・更新があった場合に、その加入者（被保険者）の加入・更新が取消しとなった場合
- （2）保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合
- （3）契約者・加入者・保険金受取人が、保険金などを搾取する目的で事故招致（未遂を含む）をしたときや、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により契約の全部またはその加入者の部分が解除された場合
 - （1） 契約者または加入者から申告のあった告知内容が事実と相違し、契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除された場合
- （5） 入院を開始した日から 3 年を経過して請求があった場合

■ 結婚・出産祝金

加入者が本制度の保障期間中に結婚したとき、次の結婚・出産祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに結婚・出産祝金を支払います。

また、多子出産の場合には出生した子の人数分の出産祝金を支払います。

なお、加入口数の変更があった場合は、結婚または出産した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

	1 口	2 口	3 口	4 口	5 口
加入後 1 年以上経過	一律 10,000 円				

《結婚・出産祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは結婚・出産祝金を支払いません。

- （1） 結婚または出産した日から 3 年を経過して請求があった場合
- （2） 加入後 1 年未満の結婚または出産の場合
- （3） 事業主または加入者の虚偽の請求による場合
- （4） 結婚または出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になった場合

■ 満了時祝金

加入者が契約の満了を向かえ、10 月時点において 70 歳 6 ヶ月を超えている者に対し満期時祝金として下記のとおり給付します。支給期は 10 月とする。

	1 口	2 口	3 口	4 口	5 口
70 歳 6 ヶ月を超える者	一律 5,000 円				